

ミル婦人論に關する一考察

—社会思想史上におけるその位置づけについて—

久留島京子

一

「与えられた一定の社会における婦人解放の程度こそは、当該社会の一般的解放の自然的尺度である」とは、フリーエの言葉であるが、婦人問題について含蓄ふかいもののように思われる。

含蓄ふかいとは二重の意味においてであつて、第一には、婦人解放史を緋けば誰にでも明瞭なように、婦人の解放が、つねに社会一般の解放を前提として行われてきたこと。即ち、西欧において最初に婦権を主張したフランスのコンドルセ (Marquis de Condorcet 1743~94) やイギリスのウォルストンクラフト (Mary Wollstonecraft 1759~97) にしても、かれらの理論の背景には、自由平等という近代の民主主義社会の基礎的理念があつたこと。つまり諸々の婦人解放に關する思想は、一般的な社会解放の理念にささえられており、かつ、現実の婦人の解放も亦、社会的な變動に解放、たとえば先のコンドルセやウォルストンクラフト女史の時代をみても、一方にはフランス革命の、

他方には産業革命の、旧社会からの解放を背景に実現されていったからである。

第二には、また逆に、ルソー (J. J. Rousseau, 1712~78) の如き、フランス革命を準備した最も急進的な思想家、当時としては最も徹底した人権論者が、婦人については一個の独立した人格をみとめるなどということを全く考えもしなかつた点に思い当らざるをえないこと。コンドルセなどはむしろ例外的な存在であつて、市民的人間解放は、それが男性解放 (資本主義的階級の間人解放であつたという前提の上) を意味するものにすぎず、婦人はその枠外にとりのこされたままであつたこと。これは、先の論と矛盾するようであるが、しかし、このことは当時の婦人のおかれていた社会的位置によつて当然規定されたことともいえるのであつて、女性が家庭の内部にあって家事や育児だけに従事し、男性の装飾物の如くにみなされた時代、即ち、社会に出て働くということがなかつたことを思えば、男性の附屬物としての位置づけしか与えられず、人権思想が婦人にまで思い及ばなかつたの

も故なしとしない。

こう考えてみれば、婦人の問題が一つの問題として成立してくるためには、(即ちその解放が問題とされるためには)まず個人の自由、人權の尊重(＝人間の解放)が前提となっていること。第二に、婦人が家庭から外へ、男子と共に社会の一員としての位置づけを与えられること。即ち、社会的に一人の人間としてみとめられることが必要であったのである。そのときはじめて一つの問題として自覚されることになるのである。

その意味において婦人の解放は社会の一般的解放を背景としておこなわれるのであり、婦人の問題は社会問題の一分野としてとりあげられるのであれば正しい理解がなされないことはいうまでもないであろう。

したがって社会問題への対処の仕方が、それぞれの社会思想家において独自の理論をたてしめ、その社会思想を背景として婦人論も形成されるといってよい。

わたたくしは近代における婦人論の「古典」ともいわれるジョン・ステュアート・ミルの婦人論を検討してみたい。この婦人論の中に含まれているすぐれて近代的な婦人観が、彼の社会思想とどうかかわっているのか、又、社会思想の流れの中でどの様な位置を占めるものか、さらに、それが、現代の婦人の問題に、また婦人問題に要求されている新しい視角の形成に、「古典」としてどの様な意義をもちうるのか、という点をもあわせて念頭におきながら論をすすめてゆきたい。

二

J・S・ミルは一九世紀の思想史上において、古典経済学の完成者として、或いは功利主義の代表者として、また、自由主義の聖者として、更には社会主義的思想家として、それぞれに高く評価されている。と同時にまた古典経済学においてはその完成者であると同時に資本主義のもつ矛盾を無視しえず、むしろそれを修正することをもって自己の使命とし、功利主義の原理についてはもはやその師ベンサム論論にあきたらず、理想主義への接近を示している。又、社会主義への同情はみられてもそれはあくまでも社会改良の域を出ないもの(つまり、決して資本主義を否定するというものではなく)として、即ち、折衷的もしくは過渡的思想家として位置づけられるものであった。けれども、それは、かぎられた立場からであるにせよ十九世紀の変動する社会、資本主義社会の無視しえざる矛盾に直面した良心の苦悶であり、新しい時代の問題にとりくむ真摯な態度であったということもできよう。

しかもなお、尨大な体系の、また、いくつかの時期にわけて理論の変遷をあとづけることができる、かれの思想の変化にもかかわらず、そこに貫かれているひとすじのもの——即ち、最大多数の最大幸福。それを実現することこそ彼の最高の目標であり、又、そのためには個性の伸長が自由に行われることが絶対的な要件であった——をみとめることができよう。

彼は徹底した「自由」の主張者でありそこには人間は各人を他の人

人にとってよいと思われる様に生活することを強いるよりも、互いに自分達にとってよいと思われるように生活させるべきである、という信念がたらぬいている。「個性の伸張」^{II}「個人の成長」は社会生活を多彩にし、そのことは当然個人の幸福となり、その結果総体としての最大多数の最大幸福がもたらされるとするのである。^①

この様な思想的背景とともに、彼の人間的な面について若干ふれておく必要がある。

一八〇六年、ベンサム主義を信奉するジェームズ・ミル (James Mill 1773~1836) の長子として生まれたミルは、ベンサム (J. Bentham, 1748~1823) 及び父によってその後継者たるべく教育された。三才にしてギリシア語、八才からラテン語を学びはじめた早教育は有名であるが、父の異常な厳格さの中で息をつくひまもない有様であった。論理学、経済学と相次ぐ幼時の訓練によって、彼は「同年輩の者よりか四分の一世紀程も先んじて出発した」^②のであるが、この様に感情を殺し想像の力を押えて機械の如くに育てられた青年に、一つの憂愁メランコリアの時期、即ち彼自身いうところの「精神の危機」^③がおとずれるのである。この時期をへたのち一八三〇年、ミルにとって「生涯の最も貴き交り」即ち、テラー夫人との交遊が始まったのである。

このハリエット・テラー (Harriet Taylor 1807~58) という人は、若くしてロンドンの富有な業種商人ジョン・テラーに嫁し、美しく才智に富んだ婦人で、当時の社交界の花形であった。夫のテラーは非常に善人ではあったが決して知的ではなく、ハリエットを精神的に

満足させることができなかった。そこに現れたのがミルであり、当時の思想界における新進の学究であるこのすぐれた青年と彼女との間に親密な交際が始まったのである。

この美しい女性は、憂愁メランコリアの影響になお苦しんでいた、そして「幼児のごとくに純心な青年を、たちまち魅了し、「危機」によるミルの変化 (人間の感情の重視) を決定づけるとともに、その瞬間から彼女はミルの一生を支配することとなったのである。^④^⑤

二人の関係は当時の社会において、又、ミルのとりわけ厳格な家庭において非難をうけることとなり、かれは多くの友人をもそのために失い、社交界から遠ざかるとともに、家庭内にも不和をかもし出すこととなった。

それでも夫人との交遊はつづき、二十年ののち、テラー氏の死去によって二人は結婚したのである。

これ程までにミルによって熱愛されたテラー夫人とはどの様な女性であったのだろうか。ミル自身は彼女が「様々な卓越した性質——それ等の内の一つだけでも有っている人は不幸にしてこれまで殆んど他に見当らない程優れた性質を」いくつも一身に兼ね備えていたという。また彼女は詩人シェリーに比すべき人であったが、しかし思想や知力の方面においてシェリーがその生涯において達した成長の程度は彼女に比すれば「実は一介の少年にすぎなかった。」^⑥

このように「卓越した能力をもった」ハリエットについて、ミルはかれの「最善の思想については自分に靈感を与えた人」であり、「最善の著作については共著者であった」として彼の思想の、いかに

夫人によって影響されることの大きかったかを強調している。^⑦また出版された著書の献辞にみられる夫人への讚美は、よく知られている。しかし、この点に関してはいろいろな解釈がなされてきた。とくに、ミルと親交があり、テラー夫人をもよく知っていたカーライル (T. Carlyle, 1795~1881) の否定的な意見が大きな力を持ち、従来多くの人達も同じ様な理解をなしてきた。ステイブン (J. Stephen) は、ミルのこの異常なまでの讚美は「夫人が彼女の卓越さが証明されるものを何ものこさなかったこと」を痛痕するあまりの表現であるとしている。^⑩

しかし近年、新しい資料によってミルへのハリエットの大きな影響を強調する考えがよまってきた。ハイエクは、未発表のミル||テラー夫人の往復書簡を中心に編集した一書の中で「彼の思想や見解に与えた彼女の影響は……全くミル自身が主張している通りに偉大なものであった^⑪」と述べているし、パックも亦、「彼女の卓越は、彼自身がのべているよりもずっと完全なものですらあった」と述べている。更にボーチャード (Ruth Borchard) とするとハリエットはミルにとって「唯一の指導者にして予言者」となり、「彼自身の熟慮した上での判断に逆らってまでも……彼女を盲目的に信頼した^⑫」という。^⑬

これに対して、パップ (H. O. Pappé) は「ジョン・ステュアート・ミルとハリエット・テラー神話」なる一文をあらわして前述のような新しいミル||ハリエット解釈に疑問を呈している。かれは、ミルにおいてハリエットとの交友前と後とで知的断絶があったか、ミルの

主著にハリエットの痕跡があるか、という点などを追及し、その結果、ハリエットの知的な優越については証明されえないとして、次のように結論する。「ハリエットの優越に対する彼自身の詳細な主張は、熱愛し、おそらくは苦惱する心をあらわしているものであり、決して知的な思慮分別の衰退を示すものではない。」しかも「このことはハリエットをはずかしめるものではなく」むしろ困難な状況の下での彼女の協力は、夫婦共同の早い例であり、現代それが多く行われるようになったことも彼らの如き先人の努力に負うところが大である、^⑭としている。

これらの見解を検討することはここでの課題ではないが、ハイエクとともに「ハリエットの能力がどの様なものであったにせよ」彼女がミルの思想と見解に与えた影響はミルが主張するごとくに大きかったということは妥当だと思われる。^⑮とりわけ婦人論の展開についてはハリエットの存在をぬきにしては考えられないであろう。

① この点については、拙著「一八四八年とイギリス——J・S・ミル社会思想の一視角——」(岡山県立栄養短期大学研究紀要第四号所収)において若干の考察をこころみた。

② ミル「自伝」西本正美訳、五一頁

③ この「危機」の原因については、精神的、肉体的な面から種々解釈がなされている。しかし、幼時からの過度の勉強、父の強力な支配と家庭の愛情の欠陥、それに加えて他の子供たちとの交流もなく社会から全く隔絶された教育等々による感情的な要素の欠如が大きな原因であったように思われる。

④ Ruth Borchard, John Stuart Mill the Man, p. 45.

⑤ この最初の出合いのときに、すでに婦人の地位について二人の間で意見

の交換がなされ、相互に深い理解がもたれていたようである。ibid., p. 46. しかも彼は彼女の才智に、「というよりもはじめに美しい女性にす」かり魅せられてしまったことは、後述する「婦人の役割」の第一に彼が「人生の美化」をおいていることにもうかがわれよう。

⑥ 自伝、二二—四頁

⑦ ミルの「経済学原理」(Principles of Political Economy, with Some of their Applications to Social Philosophy, 1848.)の数度にわたる改訂は、とくにテラー夫人に負うところが多いことは Hayek, John Stuart Mill and Harriet Taylor, their Friendship and Subsequent Marriage 所収の書簡によっても知られる。

⑧ 「自由論」(On Liberty, 1859)の献辞は有名であるが、「経済学原理」初版も、テラー氏のつよい反対にも拘らず、(若干の贈呈本にかぎられたとはいえ)夫人に献げられた。

⑨ カールとミルの不和も夫人とのことが原因だといわれるが、ミルやハリエットと親交があったかれの言が屢々、有力なものとして引用されている。たとえば、カールはハリエットについて「彼女は浅はかな知恵のかたまりで愚問を何度もくり返していた」(Paake: The Life of John Stuart Mill, p. 315)などと痛罵している。

⑩ ステューブンは「ミルがあまりにも誇張した言葉で夫人の卓越した点をのべていることが人々の反感を惹きおこしたのである」と結論している。そして、彼自身は「ミルが夫人を讚美したのは彼女がミル自身の意見をそのまま真似することに長けていたからであり、夫人がミルに与えた影響は、彼の知性に対してよりもむしろ情緒においてであった」としている。(L. Stephen, The English Utilitarianism, Vol. III pp. 57—9)

⑪ Hayek, ibid., p. 17. 「主として彼女の影響によって強められたものは、ミルの思想における感情的要素であったどころかむしろ理性的要素なのであった。」ステューブンはまさに逆。

⑫ Paake, ibid., p. 316

⑬ Ruth Borchard; John Stuart Mill the Man, p. 91.

⑭ 木村正身氏はその書評「F・A・ハイエク『ジョン・ステューアード・ミルとハリエット・テイラー』」の友愛と結婚」(香川大学経済論叢第二十六卷三号所収)において「ハリエットが社会史、思想史の動向への洞察においてまさにミルをつねに凌駕していた」ことをみとめられ、ハイエクの提供する資料が「いわば他人の思想(はじめには父とベンサム)のちにはハリエット)の容器としてのミルを……はつきりと展示してくれるであろう」と結論される。

ハイエクの同じ著書を紹介した伊藤久秋氏もハイエクの結論に同意されている。(伊藤久秋、「ジョン・ステューアード・ミルとテイラー夫人」青山経済論集第五卷第四号所収)

⑮ H. O. Pappé, John Stuart Mill and the Harriet Taylor Myth, pp. 47—8.

⑯ Hayek, ibid., p. 17.

III

一八六九年に出版された「婦人の隷従」^①という彼の代表的な婦人論の目的について、ミルは

「両性間における現在の社会関係を規制している原理——女性が男性に法律上従属するということ——はそれ自体において正しくないばかりでなく、今や人類の進歩発達に対する重大な障碍物の一となつてゐる。それゆえこれを完全なる同権の原理に、即ち一方には権力や特権をもたせない様に、他方には能力を与えないといふことのないように改めるべきである。」^②とのべている。

まず第一章において当時の法律における男女の不平等の甚しさが考察される。ミルによれば、この不平等は、たんに女性の筋肉が男性に

劣っていたという不合理な歴史によるものであって、それ以外に男女の差別を評価する何ものにもとづいてはいない。^③この様な強者の法則は、歴史の進歩とともに否定された。つまり現代社会は身分的な區別一切を廢した。人間がも早その出生によって或地位に縛りつけられることはなく、その能力を充分に發揮しうようになったこと、ここにこそ現代社会の制度、觀念、生活それ自身をそれ以前のものから區別する特徴がある。ところが婦人の無能に関する限り、單に出生の事實、即ちかつて白人ではなくして黒人に、或いは自由人、市民としてではなく奴隸に、貴族、領主としてではなく農民に生まれついたために、生涯あらゆる権利から除外されたと同様に、單に男子としてではなく女子として生まれたということからして婦人が一切のより上位の社会的地位並びに尊敬すべき職業につくことができないという状態が存在しているのである。このような婦人の「社会的従属は現代社会の諸制度中における孤立した現象であり、その根本原理に対する唯一の違反である。」^④

従ってこれは改められねばならない。それこそが社会の進歩であり、社会の進歩とはとりもなおさず個人の自由の拡大である。婦人に自由な活動をゆるすべきである。現在その能力について不信をもつ人が多いが、実さいのところわれわれは婦人の能力について殆んど何も知ってはいない。

「ただ一つわれわれが確信をもっていることは——女性の本性に自由な活動を許したからといって、それだけでは、それに反することは決してやらせられるものではないということである……もし女

性がほかのことよりもあることを天性好きだというならば、なにも法律や社会教育をもって大多数の女性をしてそのことをさせるようにきめる必要はない。女性の活動を要する方面は何であろうと自由競争をさせれば、女性はその方面に向かうことはあきらかである。このようにしていまのべたことからわかるように、彼らが一番適している方面が彼らをもつとも必要とする断面である。」あらゆる職業と地位を婦人に解放し、職業撰択の自由をみとめねばならぬというのである。

次に彼は婦人の法律上の地位について考察する。結婚に関する法律は野蛮だといわれる過去の時代のもとは本質的には決して変わらぬ、という。即ち、近代においては婦人は暴力によつたり、売買によつたりして結婚させられることなく、教会は少なくとも娘の承諾を要したとはいえその「イエス」が果して強制的なものでなかつたかどうかということは決して証明されうべくもない。

また夫が妻の生殺与奪の權を握っていた時代に比べると「文明とキリスト教とが女性に正当な權利をとり戻してくれたとわれわれは教えられている。ところが妻はいぜんとして事実上夫の奴僕であり、その法律上の義務に関してふつう奴隸とよばれているものと何ら変りはない。」^⑥むしろ「いかなる奴隸も妻ほどの程度における奴隸ではない、また妻ほど奴隸という言葉どおりの奴隸もない。」

即ち主人をはなれずにつかえている奴隸をのぞいては、始終ひっきりなしに奴隸である者は殆んどない。奴隸は大抵兵卒のように彼の一定の課業をもっているのです。その仕事が終わるか若しくは仕事が休みで

ある時には或一定の限界内において彼らの時間を思うままに費すのであり、且つその主人が殆んど侵入して来ない家庭生活を有しているのである。

「けれども妻はそうではない。どれほど残忍な暴君に鎖でつながれていようと——たとい夫に嫌われていることを知っていても、或いは自分を虐待することが夫の日々の楽しみであるとしても、また夫を憎まずにはいられないと感じていても——妻は夫の思うままに人間としてもっともひどい墮落を強いらられ、その意志に反して獸的機能の道具たらしめられるのである。」^⑦

更に子供たちは法律上かれの子供であり彼のみが子供たちの上に法律的権利を有しているのである。離婚の自由も全くなく、どれ程の虐待もその上に姦通が附加されなくては妻はその苛責者から解放されることはない。即ち「極悪非道の悪人も、自分にしぼりつけられているあわれな妻はもっている。彼は、彼女を殺さなければどんな残酷なことをしてもいい、そして相当の注意を怠らなければ彼女を殺しても法律上の刑罰をうける危険はない」として、いかにイギリスにおいて現在妻が夫に隷属しているかをのべるのである。

次に、ミルはこの様な婦人の家庭生活における従属関係を維持するために、家庭外における婦人の無能力が固執されるのだ、という。「従来男性の独占となっていたあらゆる職務と職業は女性にも許されるべきだ」と主張してミルはいう。

「政治や経済の学説がこのように進んできた今日、人類の半数を占める女性を、多くの報酬のよい職業やほとんどすべての高い社会的職

務などから除外し、あるいは、もっとも愚かで劣等な男性にも法律上ゆるさされている職業に、女性は、女性なるがゆえに、適していないとしまだ適している職業であっても、男性の独占的な利益のためにとっておく必要上、女性には禁止されるべきであると定めるなどといったことは、みな正義に反するものであることを認めない人がいるとは思われない。」^⑧

しかし、いかに婦人を蔑視する者でも、男性のすることは何でも立派にできる女性の多いことを否定はしないであろう。それならば女性に競争を許さないのは社会に対する損害ではないだろうか。しかも婦人に当然の名譽を拒絶し、自己の責任においてその職業をえらぶ権利を否定するということは、不正なことではないだろうか。

公的な性格をもつ職務だけに、考察を限定し、そのうちまず選挙権にかんして考えてみよう。「およそ公の信託をうけた職務につく人を選ぶことに参与する権利は、その信任をうけた職務自体について競争する権利とは、別個のものである。」^⑨「みづから統治を行なう資格のない者であっても、統治者を選ぶ権利はあるはずである。」^⑩「自分を治める人を選ぶことに対して発言権をもつことは、当然各人にあたえられるべき自己防衛の手段である。」婦人の利害が男性のそれと異なる場合には婦人は「正当にして平等な待遇を受くべき保障として選挙権を要求すべきである。」

そしてこの様に婦人が「選挙に参与するのみならず、すすんで重要な公的責任をともなう職務につくことあるいはそういう職業に従事することの適否について考察することは……あまり重要でない。」とい

うのは、不適當な男性をしめ出すような制度は、不適當な婦人をもしめ出すであろうし、又、不適當な男性をしめ出さない制度でも權力をかちえた不適任者の中に、男性ばかりでなく婦人もまじっているのであれば別段悪い制度ではない。

かくて、ミルは「男女間に存在すると考えられる精神的な相違は、すべて教育と環境との相違にもとづく自然の結果にすぎないもの」^⑪であり、これ迄に婦人が成しとげえなかったことがあっても、それはその能力がないという証拠とはならない。なぜなら、彼らは男性にあってられている職業に向くようには仕込まれないで、それから遠ざかるように訓練されたからである。しかし、それにも拘らず、婦人がなしとげたことは、彼女らに決定的に有利な証拠である、そしてミルは、エリザベス女王やジャンヌ・ダルクの如き女性の例をあげ、許されれば婦人といえども政治についても社会的な仕事についても男性に劣らない業績をあげることができる、という。

しかし、哲学、科学、芸術における第一流に値いする作品のうち、一つとして女性の手になったものがなかった、という事実はみとめられる。けれども、これは天性女性にこれらのものを生み出す能力がなかったことではなくて、女性がそのために必要な準備教育もなく、それを成長させ、公表する機会もなかった。そして又、両性にひとしく開放されている仕事においても女性には男性ほどそれに熟達する時間が与えられない。だから、いかに今までにその例が乏しくても、ほんとうに女性が解放されるならば、大いにその能力を發揮することができるだろうというのである。

最後にミルは結論として、それでは「現在の慣習と制度とを變更することによってどんな利益が生じるのか。女性を解放したならば人類の状態はいくらかでもよくなるのか」^⑫という問題に答えるのである。

その利益の第一は、「あらゆる人間関係のうちでもっとも普遍的に行われているこの関係が、不正義によってではなく、正義によって規定されるようになるという利益」である。即ちそれによって男性が人為的に刺戟されて不当な身びいきをもつようになることがなくなるであろうということである。女性を除外することは男性を墮落させる効果をもつ。

「なんの実力もなくなんの努力をしなくても、たとえ人間のなかでもっとも軽薄空虚で、もっとも無知愚鈍であつてもただ男性に生まれついたというだけの事実をもつて、人類の半ばをしめる女性のすべてより、そしてその誰よりも当然にすぐれているという信念のもとに成人するということ」^⑬は、とくに、無教育で品性のいやしい男性をいぢぢるしく墮落させる。「人類社会に存する利己的な傾向、自己崇拜、不当な身びいきは、すべてその源を、男女両性の関係を規制する現在の制度に発し、主としてこれによって助長されたものである。」

婦人に職業撰択の自由を与え、男性と同じ仕事の分野と同じ報酬や奨励を与えることによって、女性の才能が自由に用いられるようになることから生ずるであろう第二の利益は、人類に対する高級な奉仕に用いられる精神的能力の量が倍になるということである。

能力のある人間は現在きわめて少ない。女性にすべての職業を開放すれば、この欠点は部分的には解決する。女性の精神力は、全部使わ

れていないとはいえないが、大部分は浪費されている。自由競争は女性ばかりでなく男性をも刺戟するであろう。そしてそれにより利用しうる能力を大いに増すことができるであろう。このように、性による差別待遇をやめたならば、男女両性の精神的能力はいかに増大し、結合の一般的状态はいかに改善されることか、又、社会はどれ程利益をうることだろう。

そしてその中でもっとも直接的な利益と考えられるのは、自由を与えられ、解放された人類の半数が感じる「個人的な幸福の増進」である。自由への欲求は理性の発達と共に減少するものではなく、反対に、もっとも発達した社会というのは、「各人の行動の自由——即ち各人が自分の行動を、自己の義務の感情と、自己の良心の許す法律的および社会的拘束によって律しうる自由——をもっとも強く主張してきた社会である。」^⑪ われわれは自由の重要性を他人については軽視しがちであるけれども、自由は人に勇氣と活力を与える。もっと大きな自由を与えることによって、男性の伴侶としても市民としても、女性は今より一層立派な人間となるにちがいない。

① J. S. Mill, 'The Subjection of Women, 1869.

② Ibid., p. 1 大内兵衛「女性の解放」三六頁。

③ ミルはフランスの社会学者コントと親交をつづけたのち、社会学上の意見の相違によって交りを絶つたのであるが、彼らの亀裂を決定的にしたのは、婦人観に関する意見の対立であった。コントは彼の骨相学的立場から、女性の脳は肉体的に男性のそれに比して小さく、従って本来女性は肉体におけると同様、知性においても劣悪である。だから、社会や結婚における婦人の従属を改悪しようとの試みは失敗するであろう、とい

う。これに対し、ミルは、教育や環境、条件などが変わって、両性間の全ゆる差別が撤回されれば女性の無能力も消滅するとのべたが、コントは男女平等とか、女性に知的な仕事をさせるということは生物学的に馬鹿げているとして譲らなかつた。Paake, *ibid.*, pp. 276~7.

ミルはコントとの文通について、自分の手紙の草稿とコントの手紙とをまとめて、テラー夫人に供したのであるが、それに対する夫人の批評は手きびしく、ミルの論調の弱さを非難してゐる。Hayek, *ibid.*, p. 114.

④ J. S. Mill, 'The Subjection of Women, pp. 7~36. 前掲訳書「四二一六六」。

⑤ Ibid., pp. 48~9. 訳書 七七頁。

⑥ Ibid., p. 55. 訳書八一頁。

⑦ Ibid., p. 57. 訳書八三頁。

⑧ Ibid., pp. 91~2. 訳書一一一頁。

⑨ Ibid., pp. 96. 訳書一一四一五頁。

⑩ とつて、彼が婦人の被選挙資格をみとめていないわけではないことは、次のような叙述からもしられる。即ち「冗談を好む人たちが物笑いの種としていうように十代の少女が議会や閣議の席に出ることになり、二十二、三の若夫人が応接間の衣裳そのままですっきり下院に送りこまれるわけではない。」男性でもこんなに若くては政治上の職務に選ばれることはないであつて、婦人がえらばれるとしても、それは資格の十分な分別盛りの婦人にかぎられるであろう。Ibid., pp. 184~5. 訳書一八九一〇頁。

⑪ Ibid., p. 98. 訳書一一六頁。

⑫ Ibid., p. 146. 訳書一五七頁。

⑬ Ibid., p. 149. 訳書一五九頁。

⑭ Ibid., pp. 178~9. 訳書一八四頁。

以上のようなミルの論議の基礎には、「自由論」の基調となつてゐるところの、そして又同時にミルの思想体系を支えているところのもの、即ち個人の自由に対する信念がある。先にのべたごとく、かれが「自由論」において自由の擁護を行なうとき、それは「個性の伸長」個人の成長」にとつて必要であるから、という理由による。その同じ論理が「婦人論」においても展開され、婦人の解放が望ましい理由は、そのことが婦人の人間としての成長を増進させ、それは婦人の幸福であるとともに、また、男性の知的道徳的な能力をも向上させ（要するに社会全体に個性の伸長＝個人の成長がみられ、）それは人間としての幸福を、ひいては社会全体の幸福をも増大せしめる、というのである。

従つて、男女両性間に存在しなければならぬ法律的、政治的、社会的、家庭的関係における平等に関するミルのつよい信念は、「私が政治問題を考察してえた最初の結果であつた」というとき、それは容易に肯けるであらう。

かれはいう。男女間の完全な平等についての「私の強固な信念は、事によると彼女（テラー夫人——引用者）から教えられたものと推測する人があるかも知れない。処が事實は大違いで、この確信は、実は私が政治上の問題を考察して得た最初の結果の一つなのである。そして私がこの確信を強く抱いていたことが、やがて、彼女の私に興味を感ずるに至つた抑々の原因として、他の何ものよりも有力であつた

と私は信じている。」

しかし、「彼女を知るまでは、私の頭の中で殆んど一個の抽象的原理たるに過ぎなかつた」理論が、「婦人の隷従」の中にみられるような婦人の無能力から来る広い実際上の影響についての認識にまで高められたのは「主として彼女に教えられた結果なのである。若し彼女の比類なき人間性に関する知識が、道徳的社会的影響に対する理解などがなかつたならば、（それでも無論私は依然現在の考えを抱いていたに違ひなからうが、併し）婦人の地位の低いことから生ずる様々の結果が現在の社会の有らゆる害悪や、人生の改善の有らゆる困難と相錯している状態については極めて不十分にしか認識しえなかつたであらう。」^①

この様に述べられているところから、ミルは元來婦人解放論者ではあつたが、この様な展開がなされたのは、ひとえに夫人の力であつた、という。

したがって、彼は夫人の死後、一八六九年にこの書物を出版したことに於いて、「私が実際今でも尚心苦しく思つてゐることは、私がこの問題に関する彼女の最善の思想を再現し得なかつたことの如何に多かつたか、又仮りに彼女自らがこの問題に関するその考えを悉く論文に書き表わした場合、若しくは仮りに生きていて、この問題についての私の不完全な論述を改訂し修正してくれた場合に——彼女は生きて居れば必ずそうしたに相違ないと思うが——、出来たとと思われるものに較べて、あの小論文が及ばざること如何に甚しいかということである。」とのべてゐる。

この様な、ミルのテラー夫人への評価を額面どおりにうけとるか
どうかは、先述の如く問題であるが、その点についてはのちにふれる
こととして、ここでは、一つの手がかりとして、「婦人の隷従」公刊
の三十数年前、婦人の問題についてふたりが交換した草稿を検討して
みたい。

三二年ころのものと思われるミルの一文は、夫人と深い関係をもつ
様になってまもないころのものであるが、極めてはっきりした形でか
れの婦人観が示されていて興味ふかい。

まずはじめに、ミルは、何ごとによらず男性にとって単独であると
いうことはよくない。とくに「男性と女性とに關係のあるすべての事
柄のうち、両性によって守らるべき法律は、これまでの様に強者のみ
によってつくられるべきでなく、必ずや男女両性によってつくられね
ばならない。」^②

ところが現在の結婚に関する法律はどうだろう。結婚が真に当事者
の幸福への熱望によって行われるものなら、一緒になったり別れたり
することは無制限に自由にしておいてもよい筈なのに、離婚を禁止し
ている現行法は魂の結合がないものの肉体だけを結びつけておくため
のものではないか。

彼によれば、かつてはたしかに離婚できぬことが、婦人の地位を高
めるにあずかって力があつた、というのである。即ち、離婚する力が
強者の側にのみあつて、弱者は一方的に放り出されてしまうという様
な国々に比べれば、離婚がゆるされぬことは、むしろ婦人の地位を保
つために、即ち、男性の恣意によって女性を捨て去るということを許

さない積極的な役割を果たしたことができる。事実、婦人自身、
一般に、結婚し、家庭をもち、安定した主婦の座をうることを至上の
ねがいとして、一度び獲得したこの地位を失うまいと熱望している。

しかし、とミルはつづける。結婚した婦人の条件をのぞましいもの
にする手段は、法的権利ではない。必要なものは法律ではなくて教育
と慣習である。婦人は男性に養われ、保護されるものとして教育され
てきたし、一人で仕事をするための教育をうけもしなければその仕事
の場をも与えられなかったのである。この様な状態は現行の婚姻法の
下においてすら馬鹿げた、不道德なことであるが、また一方、この法
律が形づくる社会状態には適したものである。離婚できぬという
ことが、婦人の現在の運命のかなめ石なのである。そして、それが動
かされれば、すべてがくずれ建てなおされるに違いないものである。

問題は「結婚はいかにあるべきか」ではなくて、もっと広く「婦人
はいかにあるべきか」ということである。^③

両性間には肉体的な力以外に自然的な不平等は存在しない。しか
も、肉体的な力による区別は文明の進歩と共に減じてきた。とすれば
現在において、両性の平等の障害となつてゐるものは、感情と偏見だ
けなのである。自然が男女を不平等につくらなかったのなら、なおの
こと法律がそれを行つてよいわけではない筈である。男性が女性に従
属すべきでないと同様、女性も男性に従属してはならない。とくに、
愛情があつてそれをさせるのなら兎も角、殆んど大抵の場合がそうで
あるような、生活のための従属であつてはならない。

したがって婦人の解放のためには、まず婦人が自立できる様に教

育されねばならぬ。その上で結婚は、現在の如く生活上の必要の問題ではなく、撰択の問題となるであらう。そしてこうなれば婦人が結婚しているというだけで有利なこととはなくなるし、愛情もない結婚にしてみつかねばならぬ理由もなくなる。誰にでも、離婚によって大きな幸福がえられることは否定できない。離婚はみとめられねばならぬ。人生の重要な事柄の中で結婚ほど悪くいったときに不幸なことはないのに、これほど深慮や熟考なしに行なわれるものはない。最初の撰択には誤りが多いものである。

婦人が単なる奴隷であるならば、彼らの主人をしつかりつかんでおくことはよい。しかし、今や婦人は保護者を求めること以上を望んでいる。今や婦人は、彼女の夫や父のためにではなく、彼女自身のために存在している。平等への準備はできている。にも拘らず、離婚できぬかぎり平等とはいえぬ。かつて離婚の禁止はたしかに一つの進歩ではあったが、それは名のみの平等であって、真正の平等にまで高められねばならないものである。

以上の如き論旨をもつミルの一論は、のちに「婦人の隷従」にもられた内容を含んでおり、むしろその骨子となっているものである。それに比してハリエットのものである草稿（さきのミルの一文の後に加れたもの）は、まずはじめに「仮に今、私が神であるならば、婦人の状態を高めるために特にとるべき手段をあなたにききゆかねばなりません」とのべて、ミルに教えを乞うている。

さらに「自然が男女の本性に差異をつくらなかったかどうかは兎も角、現在全ての男性は、少数の高潔な人をのぞいては、多かれ少かれ

肉慾主義者である……全ての快楽は男性のものであり、全て不愉快なことや苦痛は女性のものである……」「現在の習慣や意見においては、娘たちはその条件について全く何も知らぬまま婚約を結ぶ。そして、彼女たちがそうすることはそれに適しているから必須なのだと考えられている。」^④という調子は、全体に情緒的である。ポーチャードはその独特の推論で、ハリエットの中に、彼女の裕福ではあったが愛情に欠けていた父親の下での精神的に不幸な生いたちと、結婚の当初においてうまくゆかなかったことに起因するマソヒズム的傾向をみている。ハリエットは、時には、恋愛に対するミルの消極的な態度を非難しているが、結局はふたりの男性のいずれにたいしても心の友 *Seelenfreundin* にすぎぬことで満足していたようである。

深く愛し合っていたミルと夫人との間に深刻な悩みがあったことはいう迄もなく、思いあまって夫人はミルとのことを夫にうちあけたり、又、自分たちのゆくべき道についてミルと話し合ってもいる。そのような背景のもとにかかれたミルの先の一論に「結婚と離婚」の問題が大きな比重を占めていたのは極く自然のことであり、そこにみられる彼の熱した議論にもうなずけるものがある。それにひきかえ、ハリエットのものには、「合理的な立場」というよりもむしろ「苦悩の叫び」^⑤に近いひびきがあるともいえるようである。ということは、しかし、ポーチャードの評するごとくそこにマソヒズム的傾向をみるということではなくて、結局のところそれは、「革新的」な見解をもっていたにせよ、そのおかれていた環境の中でしか行動しえなかった十九世紀の上流社会の女性のすがたであった、という意味においてである。

- ① ミル自伝二八六頁。
- ② Hayek, *ibid.*, p. 58
- ③ *Ibid.*, p. 64
- ④ *Ibid.*, pp. 75~7
- ⑤ Pappé, *ibid.*, p. 124.

五

ミルは、一八五一年ハリエットと結婚するのであるが、それに先立って、法律が夫に与えるいかなる権利をも決して主張しないという正式の契約書を書いている。現行法が夫に与えている「憎むべき諸々の権力を法律的に放棄する手段はないので、私は……現在の婚姻法に対して正式の抗議と、いかなる場合およびいかなる状況のもとにおいても、決してそれらを行せぬという重大な約束を記録する義務があると思う。」^①したがって、ミルは、テラー夫人が彼女の財産の処分ならびに彼女自身の行為については、あたかも結婚が行なわれなかったと同様に絶対の自由を保持するものであることを宣言するのである。

彼らは幸福な家庭生活をおくったけれどもそれは七年半ののち、旅行の途中、南仏アヴィニヨンの町での彼女の突然の死によって終りをつげる。ミルはその後この地の近くに小さな家を買ひ、妻の墓に参ることを一の仕事としながら余生の大部分をそこでおくるのである。「婦人の隷従」はこの地で書きとのえられて世に出ることになったのである。

しかし、その間においても、ミルは著述家としての平静な浮世をは

なれた生活から、下院議員として活動する一時期をもつのである。

一八六五年、彼が進歩主義者たちから要望されてウェストミンスターから立つ決心をしたのは当時の社会問題に対する関心から、普通選挙の徹底と婦人への参政権の主張を必要と思っていたからである。

ミルがたまたま主として労働者からなっていた演説会場で講演した時のエピソード——或一人の労働者が「貴方はイギリスの労働者階級はうそつきだといったというのは本当か」とたずねたことに対して、即座に「然り」と答えた——は有名であるが、その同じ集会で交されたミルと聴衆との応酬も興味ふかい。「貴方は労働者階級の参政権に賛成かどうか」等のいくつかの質問ののち、ある反対者が立つて婦人の参政権についての意見をもちめた。それについて、ミルは「私は労働者階級に対してと同様に、婦人の参政権にも大いに賛成だ」と答えるや否や、聴衆の中に突然哄笑がまきおこった。しかし、それが冗談のつもりではなかったのだと悟るや、笑いは突然しずまり、婦人たちは喜んで抱き合ったという。^②

ミルは自伝でこのことに関して次の様に述べている。「私は特に婦人も男子と同一条件で議会に代表せられる権利を有するという私の信念を明らかにした。(これは私が当選の暁にはこの信念に基いて行動するつもりであったから、是非とも明らかにしておくべき義務があったのである。) 英国の選挙民に対して婦人参政権の主張が提示されたのは、無論これが最初であった。そして爾来次第に盛んになって来た所の婦人参政権獲得の運動の始まったのは、実に私がそれを選挙民に提示して後当選したという事実からのことである。」

かくて議会に立つことになったミルが、婦人参政権の要求をしたのは当然のことであり、彼は一八六七年、第二回選挙法改正にあたり、選挙資格に関して政府案の男 *man* を人 *person* に改めることを提案した^④。この案は一九五対七三をもって葬られてしまったが、その反対理由は既婚婦人の民法上の人格の問題と法律に関する婦人の疑義の問題であった。即ち、普通選挙すら実施されなかった当時において、婦人参政権の主張はごく一部の人々のみにかぎられていたことはいうまでもない。しかし、失敗に終わったとはいえ、婦人参政権の問題が政治上の事実として討議されたことは当時としては全く劃期的な意義をもったことは否めないであろう。

このようにみてみると、ミルの婦人論は当時におけるきわめて革新的なものであるとして評価されることはたしかであるが、また一方、そこにおいて婦人問題が結局は婦人参政権の問題に帰着させられてしまったことに気づかざるをえない。しかも、彼はこのような従属を歴史的な生産諸関係の必然的な産物としてではなく「現代社会の唯一の違反として」「慣習と感情」のみによって成り立っているのであると説く。当時の婦人問題が一つの社会問題としてとらえられていないことが何よりも指摘されねばならないであろう。

- ① Hayek, *ibid.*, p. 168
- ② Borchard, *ibid.*, p. 138
- ③ 自伝には次の様にのべられている。「この動議は、……恐らく私が議員の資格を以て行った奉公の中で真に重要な唯一のものであったろう。即ちそれは、議員選挙権を男子のみに限定すると解釈されている文字を削除し、かくして戸主として乃至はその他の事項に就いて、男子に要求

されている資格と同一の資格を所有している凡ての婦人にも、参政権を与えんとする動議であった。婦人が選挙権の大いに拡張せんとする時に際して、敢て参政権の要求を為さなかったならば、それはその要求権を全然放棄したことになるであろう。この問題に関する運動は、一八六六年に始まったもので、当時私は相当多数の名流婦人の署名した婦人参政権要求の請願書を提出したのである。」自伝、三五〇頁。

六

すでに一八三〇年代に資本主義の確立されたイギリスにおいては、資本主義のもとにおける矛盾もあらわであった。その結果、三十年代から四十年代にかけてみられる労働運動の急速なたかまりは、当時の重大な社会問題として、ミルも亦それを直視せざるをえなかった。かかる労働運動の中で注目されるのはチャーティストであり、彼らの主張は、普通選挙の実施など政治的なものであったが、その精神においてはむしろ社会的であり、四六年の穀物法の廃止法案をはじめとする多くの法案が議会を通過したことに、大いに力があつたのである。彼らの主張の一つであつた婦人、子供の工場における労働時間を十時間以下に制限する要求、即ち十時間労働法案(Ten Hours Bill for Factories)が議会を通過したのもそのころ(一八四七年)であつた。当時の労働者の惨状については、多くの著述に描かれているが、^①機械の採用によって男子職工が駆逐されるとともに手先の工業と低廉な賃金とは甚しく婦人、子供の労働を必要とした。しかし低賃金と最悪の労働条件の中で、可能なかぎり長時間にわたって労働を強いられた結果は、家庭の解消、家族関係の顛倒、道德的墮落、工場労働の性質からくる不

具、畸型、一般的虚弱化、早熟と早老、流産等々といったものを惹起した。

この様な人間の肉体的、精神的な破壊は、単なる「妻」としての法律上の位置づけに加えて二重の苦しみを婦人に与えていたことを看過することはできない。工場主たちの猛烈な反対にあいながら、ついに議会を通過したこの法案が、やっと婦人、子供の労働を十時間に制限するものにすぎなかった（この法でさえ当局の黙認のもとに違反は半ば公然化し、二年後には事実上廃止される）ことをみても、その当時の一般の労働者の条件、その中の労働婦人の状態が推察できよう。

ミルの時代にあつて婦人の状態を眺めるならば「婦人に公的な職業を与えるべきだ」という前に、すでに生きるための必要に迫られて工場の中に身を投げ入れねばならなかった多数の婦人たちの存在を見逃すことはできない筈である。しかし、ミルにあつてはその点についての言及は全く見られない。かれは、むしろ、前掲の草稿の中で、婦人の解放のためには「自立できるように教育されねばならぬ」と述べたすぐあとで、「しかし実さいに婦人が外で働くのはのぞましいことではない。」婦人の仕事はふつう家庭の管理だといわれているが、それは召使の監督であつて、大したことではないし、子女の教育についてもそれは専門の教師にまかせるべきである。結局、婦人のなすべき偉大な役割は、人生を美化すること、その精神的、肉体的なすべての能力を陶冶して美、優美、典雅などをまきちらすことにある。その上にまだ何かやりたいのなら、夫の仕事に協力すればよい。夫婦が愛し合つているならば夫の仕事に興味をもつのはごく自然であろうから、と

② いうのである。

このことは「婦人の隷従」における次の叙述にも対応する。「家族の扶養費が、財産でなく労力収入による場合には、男子が稼いで収入を得、妻が家計を管理するという世間一般のやり方は、一般的にいつて夫婦間のきわめて合理的な分業であると思われる………女性が結婚をする場合には、一生この目的に必要なかぎり家政と育児とを自己の第一の任務として選んだものと解するのが当然である。……それゆえ戸外における職業、あるいは家庭においてはできないような職業を……やることは事実上大部分の既婚の女性に禁止されるべきであろう」といっている。これには、「しかし一般的な原則を個々の場合にあてはめるには、最大限度のゆるやかさが必要である」とことわつてはいるが、これらの文中にミルの対象としている婦人層をみる事ができよう。

とりわけ、前者においては、上層階級の知的な能力のある優美な婦人——まさに、その典型がテラー夫人に他ならなかった——がかれの視野にうかんでいたのであり、その様な婦人への讃仰と彼女の解放とこそがミルの目ざすところであつたから、そこにおいて結婚の問題が痛烈に描き出されるのである。後者においてもその点と同様であり、実さいに「財産でなく労力収入による」家庭がとりあげられる場合でも、婦人の労働を必然たらしめられた階級の、一つの深刻な問題としては描かれていないことに気づかざるをえない。

① たとえば、十時間労働法案の動因を与えたといわれるオースラー (R. Osler) の公開書簡は次の様に訴えている。「幾千人ものわが同胞が、

男も女も、ヨークシアの町の住民が、まさに今日、かの身の毛のよだつ制度——『植民地奴隷制度』——の犠牲者たちよりも、さらに恐るべき奴隷制度の状態のもとにおかれており……幾千人ものいたいけないう子供たちが、しかも主として七才から十四才の女児たちが、日々朝の六時から夜の七時まで、わずか三〇分間の休憩を与えられるのみで、働きとおすことを強制されているのである。」小川喜一「イギリス社会政策史論」より引用。同書八一頁。

② Hayek, *ibid.*, p. 65

③ *The Subjection of Women*, pp. 87~9. 訳書一〇八一〇頁。

七

先に見た如くミルにおける婦人の人格の尊重は、彼の理論の基礎になつて自由の原理から、当然にひき出されたものであり、その意味において極めて確固とした、そして、当時の女性のおかれていた位置からして、まことに革新的な見解であつた。しかし、また、それが自由の原理のもつ意義と同時に、その限界によつても特質づけられていることを否定することは出来ない。即ち最大多数の最大幸福に窮極の目標をおきながら、個人の自由⇨個性の伸長を行なうことによつて、社会全体の幸福が実現されるとするミルは、現実に、個人は自由でなく、個性の伸張が阻まれている事実、人間的な生活さえも可能にしない条件をはっきりと把握しなかつた。彼は、個性の伸張は教育によつて行なわれるとして、環境による人間の可変性を強調しながらも、その環境そのもの、教育を行なう場である、それを実現するところの客観的な条件そのものを正しく認識しなかつたといわざるをえない。

たしかに彼は、社会の害悪をみとめはする。社会問題を真剣にとり

あげもする。しかしその改良のためには個人に自由を与え、個性を伸長させることを以て足れりとする彼の見解は、そのまま婦人論の結論でもある。女性に自由を与えることは、それ自体、まことに正しいことであると同時に、単に法律上の「自由」が与られても、それだけでは個性が伸長することもなければ、それによつて真の自由⇨幸福が実現されるものでもないことはその後の歴史によつてもあきらかである。

身近なわが国の婦人問題をかえりみるならば、法律的に婦人の解放が実現されたことはいうまでもないし、急速に向上したその地位が欧米の婦人なみに近代化されてきた一面はたしかにみとめられる。①しかし同時に、誰しも実生活の面において、婦人の自由、平等が真実に行なわれていないことをみとめざるをえないであろう。そしてその問題は社会構造全体の問題であり、それが教育とそれにつらなる個性の伸張のみによつて改良されてゆくものでないこともいうをまたぬ。

しかも、とりわけ日本には婦人問題についてはきわめて日本的な特徴が存在しており、「自由」「平等」という言葉が空転すればするだけ、それが実体のないものになっていることも否めない。人間解放も育たぬままに与えられた婦人解放の根はよわい。近代社会における人間のあるべき姿、婦人の人格の尊重さるべきことについての合理的な論議は、つねにわれわれがそこから出発しなければならぬ前提である。ミルの理論はそこから現実のための解決策をつかむことのできないものという限界をもつて「古典」であると同時にまた、つねにそれをふまえてゆかねばならぬものとして「古典」たる意義を失わないものである。

① 労働省婦人少年局編昭和三十八年版「婦人の現状」